

## 介護経営術

vol.25

### 通所系事業の経営管理

#### 通所系事業の 時間区分の改定

今回の介護報酬改定では、通所系全事業で基本報酬の時間区分が、実態に添って見直されました。そのため、改定前と同様のサービス提供を行った場合、ほとんどの事業所で単価の低下につながる事となります。

図表1は通所系事業の基本報酬の改定概要を整理したものです。

通所介護では、従来の単位数を上限として、提供時間が短い場合は単位数が11〜29単位減少します。認知症対応型通所介護では、通所介護と異なり、時間が長いほど報酬が高くなるプラス改定となっています。

通所リハビリテーションは、要介護4、5ほど評価が高く、5〜6時

間の提供では改定前より17〜76単位高くなっています。

改定内容から判断すると、認知症対応型通所介護は、より長時間、通所リハビリは、長くても5〜6時間程度で要介護度の高い人を含めてリハビリに取り組むことを推奨していることがうかがえます。

#### 稼働率と 提供時間数の把握

通所系事業では、稼働率だけを管理している場合も多く見受けられますが、今後は稼働率だけでは、実態がさらに把握しづらい状況となります。

稼働率は、一般には定員（最大の同時受け入れ人数）に対する延べ利用人数で算出します。そのため、短時間の午前・午後営業の場合と、異

なるサービス提供時間が混在している場合とでは、稼働率が同じでも実態が大きく異なってきます。

今回の改定では、とくに1時間ごとに細分化されたことから、従来以上に異なるサービス提供時間が混在することが想定されます。同じ80%の稼働率でも、サービス提供時間数が6・5時間の場合と7・5時間の場合では、その余力は1時間も異なります。実態を把握するためには、延べ人数だけでなく、サービス提供時間数を把握することが必要となります。

まず、何のために稼働率を把握しているかを整理します。「収入」は「単価」×「量」となります。稼働率は、この「量」の指標であり、設備や人員で「最大」受け入れられる枠に対して、何%稼働しているかを把握するためのものです。



田中 律子

株式会社川原経営総合センター  
経営コンサルティング部門  
シニアコンサルタント

図表1 通所系事業の時間別改定概要

		3時間 ~ 4時間	4時間 ~ 5時間	5時間 ~ 6時間	6時間 ~ 7時間	7時間 ~ 8時間	8時間 ~ 9時間	
通所介護(通常規模)	改定前	要介護1	380		572		656	
		要介護2	436		676		775	
		要介護3	493		780		898	
		要介護4	548		884		1,021	
		要介護5	605		988		1,144	
	改定後	要介護1	362	380	558	572	645	656
		要介護2	415	436	660	676	761	775
		要介護3	470	493	761	780	883	898
		要介護4	522	548	863	884	1,003	1,021
		要介護5	576	605	964	988	1,124	1,144
	差	要介護1	-18	0	-14	0	-11	0
		要介護2	-21	0	-16	0	-14	0
		要介護3	-23	0	-19	0	-15	0
		要介護4	-26	0	-21	0	-18	0
		要介護5	-29	0	-24	0	-20	0
認知症対応型通所介護(単独型)	改定前	要介護1	564		865		985	
		要介護2	620		958		1,092	
		要介護3	678		1,050		1,199	
		要介護4	735		1,143		1,307	
		要介護5	792		1,236		1,414	
	改定後	要介護1	538	564	849	871	985	1,017
		要介護2	592	620	941	965	1,092	1,127
		要介護3	647	678	1,031	1,057	1,199	1,237
		要介護4	702	735	1,122	1,151	1,307	1,349
		要介護5	756	792	1,214	1,245	1,414	1,459
	差	要介護1	-26	0	-16	6	0	32
		要介護2	-28	0	-17	7	0	35
		要介護3	-31	0	-19	7	0	38
		要介護4	-33	0	-21	8	0	42
		要介護5	-36	0	-22	9	0	45
通所リハビリテーション(通常規模)	改定前	要介護1	444	559		726		
		要介護2	520	666		875		
		要介護3	596	772		1,022		
		要介護4	673	878		1,173		
		要介護5	749	984		1,321		
	改定後	要介護1	444	508	576	667	712	
		要介護2	520	595	688	797	849	
		要介護3	596	681	799	924	988	
		要介護4	693	791	930	1,076	1,151	
		要介護5	789	900	1,060	1,225	1,310	
	差	要介護1	0	-51	17	-59	-14	
		要介護2	0	-71	22	-78	-26	
		要介護3	0	-91	27	-98	-34	
		要介護4	20	-87	52	-97	-22	
		要介護5	40	-84	76	-96	-11	

図表2 提供時間の例

時間区分	人数	%	提供時間	小計
3~4時間	3	10.0%	3.25	9.8
4~5時間	4	13.3%	4.25	17.0
5~6時間	5	16.7%	5.25	26.3
6~7時間	5	16.7%	6.25	31.3
7~8時間	6	20.0%	7.25	43.5
8~9時間	7	23.3%	8.25	57.8
小計	30			185.5

平均提供時間 6.18時間  
 最大提供時間 247.5時間  
 稼働率 74.9%

次に、「最大」受け入れられる枠を定員にすべきかどうかが課題となります。仮に30人定員の通所介護で最大8~9時間サービスを提供する場合、1日の最大提供時間数は、247.5時間(8・25時間×30人)となります(図表2)。

これを「最大」と定義した場合、延べ利用者数は30人のため、定員に対しては100%稼働となり、数字上これ以上の受け入れはできないと判断しがちです。

しかし、提供時間数の合計は185.5・5時間、平均提供時間数は6・18時間に過ぎません。最大提供時間数を「最大」と定義した場合、稼働率は74・9%(185.5・5時間÷2

47・5時間)となり、稼働率を高める必要があるととらえられます。

**人員基準の算定基礎**

通所介護では、介護職員の配置は、サービス提供時間数によって決まっています。人員基準では、利用者数(提供日ごとの利用実人数)とサービス提供時間数に応じて、確保すべき勤務延べ時間数以上配置することになっていきます。また、規模により次のA、イのいずれかの計算式を用います。

A 利用者数 15人以下…平均提供時間数(利用者の提供時間数の合計÷利

用者数)で算出した時間数)以上  
 イ 利用者16人以上… $[(\text{定員} - 15) \cdot 5 + 1] \times \text{平均提供時間数}$ で算出した時間数以上

さらに、介護職員は、単位ごとに常時1人以上を確保する必要があります。

図表2の場合、平均提供時間数が6・18時間のため、24・72時間(30-15)・5+1)×6.18)の介護職員の配置が基準となります。平均提供時間数を把握することで、人員の余力をみることが出来ます。

経営実態の把握のためにも、今後は、稼働率の考え方を、提供時間数を加味したものに見直すことを推奨します。